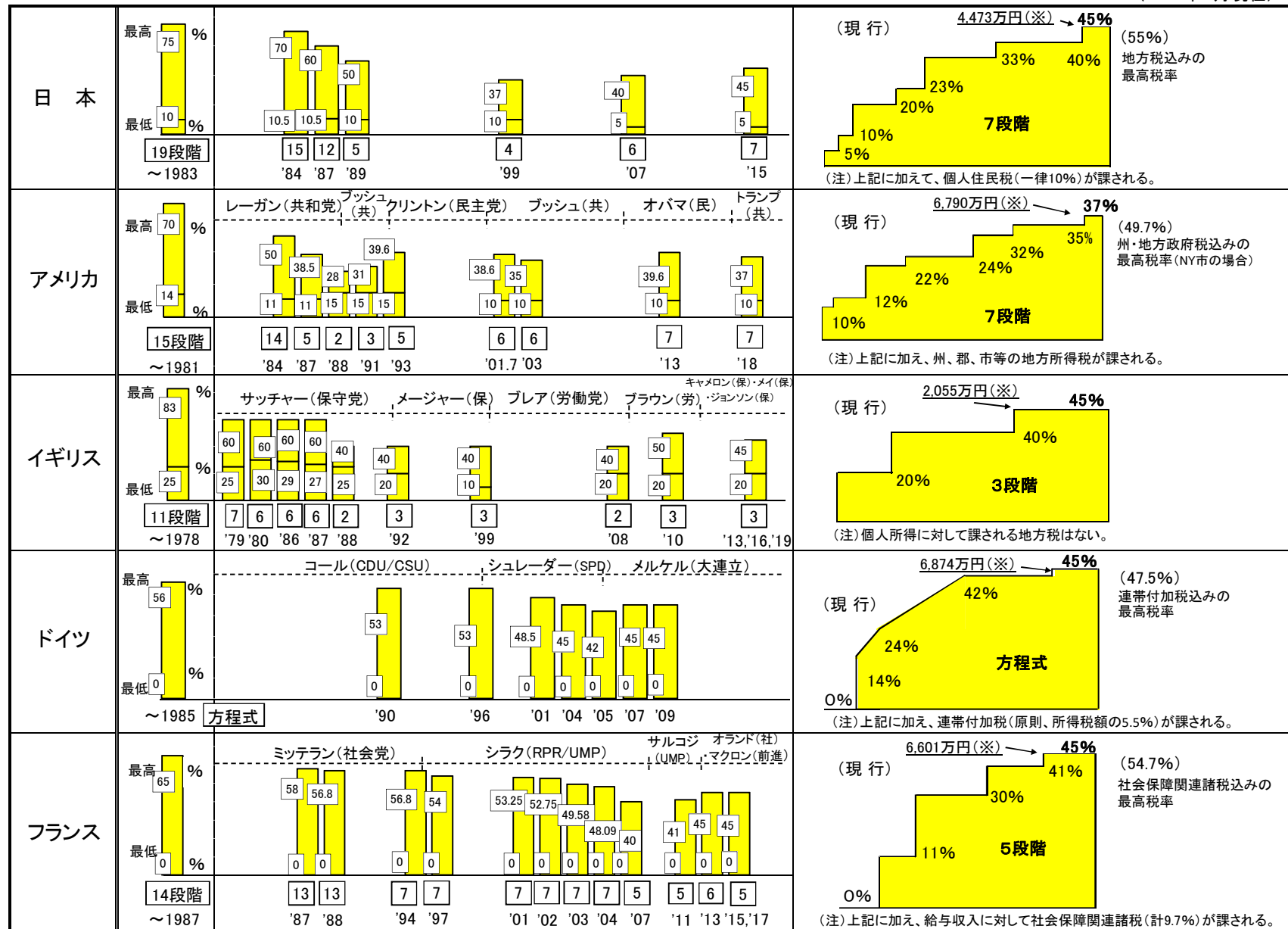


主要国の所得税率の推移 (未定稿)

(2021年1月現在)



(※) 夫婦2人の給与と所得者(片働き)の場合に、所得税(国税)の最高税率の適用が開始される給与収入金額(アメリカは夫婦共同申告の場合)。モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

(注1) 日本については、2013年(平成25年)1月から2037年(令和19年)12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

(注2) フランスについては、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、高額所得者(参照課税所得(課税所得に配当所得に係る所得控除等を足した額)が25万ユーロ(3,075万円)超の単身者又は50万ユーロ(6,150万円)超の夫婦)の所得に対して0~4%(3段階)の所得課税が別途課される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=104円、1ポンド=137円、1ユーロ=123円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和3年(2021年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。